

# クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定

## 審査委員会設置要綱

クラウドサービス情報開示認定機関  
一般社団法人日本クラウド産業協会

### (設置)

第1条 クラウドサービス情報開示認定機関 日本クラウド産業協会（以下「認定機関」という。）は、ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、ASP・SaaS（AIクラウドサービス）の安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、医療情報ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、特定個人情報ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、ASP・SaaS（IoTクラウドサービス）の安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、IaaS・PaaS（IoTクラウドサービス）の安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、データセンターの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、生成AI利用クラウドサービス（ASP・SaaS）の安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程の各第7条の規定により、クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、規程に基づき次の各号に掲げる事項について審議し、経過及び結果を認定機関に報告する。

- (1) 申請された以下のサービスの認定に関すること
  - ・ ASP・SaaS サービス
  - ・ ASP・SaaS（AIクラウドサービス）
  - ・ 医療情報ASP・SaaS サービス
  - ・ 特定個人情報ASP・SaaS サービス
  - ・ ASP・SaaS（IoTクラウドサービス）
  - ・ IaaS・PaaS サービス
  - ・ IaaS・PaaS（IoTクラウドサービス）
  - ・ データセンターサービス
  - ・ 生成AI利用クラウドサービス（ASP・SaaS）
- (2) 認定されたサービスの更新に関すること
- (3) 認定されたサービスの認定の取消しに関すること
- (4) 規程に関すること
- (5) その他認定に関わる事項

### (組織)

第3条 委員会は、15名程度で組織し、年度初めに認定機関が委嘱する。

- 2 別紙に掲げる委員は、必要に応じて認定機関で変更できるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長は委員の中から互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときにはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会務を執行するため、必要の都度、会議を開催する。

2 委員会の会議は、委員のうち3名以上の出席により開くことができる。

3 会議の議長は、出席委員の互選により選出し、副議長は議長が指名する。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審査の対象となるサービスを提供する事業者と利害関係のある委員については、自己申告により会議を欠席する。

(書面表決等)

第7条 出席するとしていた委員が、やむを得ない理由のため、会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席委員を代理人として表決を委託することができる。

2 前項の規定により表決権を行使する場合は、前条の適用については出席したものとみなす。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、以下の各号に掲げる情報を含まないものとする。

(1) 事業者から知得する以前に自己が所有していたもの

(2) 事業者から知得した後に、自己の責によらず公知公用となったもの

(3) 正当な権限を有する第三者から、合法的な手段により秘密保持の義務を伴わずに知得したもの

(4) 認定機関等が独自に創作したもの

(審議の公開)

第9条 委員会の会議は非公開とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、認定機関が定める。

#### 附則

- この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- この改正は、平成 20 年 4 月 15 日より施行する。
- この改正は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- この改正は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- この改正は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。
- この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- この改正は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- この改正は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。
- この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この改正は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この改正は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別紙

クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定審査委員会

委員

(50音順)

稲田 修一	早稲田大学 研究戦略センター 教授
井堀 幹夫	東京大学 高齢社会総合研究機構 客員研究員
柿崎 淑郎	東海大学情報通信学部情報通信学科 特任准教授
菊池 洋	一般社団法人マルチメディア振興センター 調査研究部長 兼 総合企画本部次長
木村 忠正	立教大学 社会学部メディア社会学科 教授
阪田 史郎	千葉大学 名誉教授
島田 達巳	東京都立科学技術大学 名誉教授
鈴木 康修	東京商工会議所 オフィス環境部 情報システム担当 課長
中島 洋	国際大学グローバルコミュニケーションセンター 客員教授
中村 太一	東京工科大学 名誉教授
舟橋 信	株式会社 FRONTEO 取締役
松本 慶	橋口・松本法律事務所 弁護士
松元 優季	御宿・長町法律事務所 弁護士

以上